

別表

関係書類一覧表

(「提出書類」の欄の番号は、別紙「添付書類一覧表」の番号)

扶養親族としての要件を具備するに至った場合

扶養親族	事例	同居		別居 Ⓐ又はⒷに 加える書類
		届出書類Ⓐ	Ⓐに加える提出書類Ⓑ	
配偶者	婚姻	3, 6, 25, (離職は10)	・内縁関係の配偶者の場合 …… 4	7, 8
	離職	3, 10, 25		
	収入減	3, 12		
満22歳以下の子及び孫	出生等	3・4・5(いずれか1通), 6	・配偶者が認定されていない場合 …… 13 ・孫の場合 …… 2, 15	7, 8
	養子縁組	1, 6		
	離職	3, 10, 25		
	扶養者変更	3, 6, 19		
満60歳以上の父母及び祖父母	満60歳	2, 6, 14, 20	・両親とも健在で1人を申請する場合 …… 18 ・祖父母の場合 …… 17 ・配偶者が認定されていない場合 …… 13	7, 8
	養子縁組	2, 6, 14, 20		
	離職	2, 10, 14, 20, 25		
	収入減	2, 12, 14, 20		
	扶養者変更	2, 6, 14, 19, 20		
満22歳以下の弟妹	出生	2, 14, 16		7, 8
	養子縁組	2, 6, 14, 16		
	離職	2, 10, 14, 16, 25		
	扶養者変更	2, 6, 14, 16, 19		
重度心身障害者	2, 6, 20, 21, 22			7, 8

注1 配偶者又は満22歳以下の子の認定について、別居の理由が、生計を一にして同居していた職員の単身赴任によるものである場合は、添付書類のうち別居に関する書類(7, 8)は省略することができる。

2 婚姻、離婚、死亡を原因として届出を行う場合には、1~3の提出書類に代えて市町村が発行した戸籍にかかる届出の受理証明書によることができる。

3 職員の採用に伴う子及び孫についての届出書類は、「出生」の事例による。

扶養親族の子・父母等がいる職員が配偶者のない職員となった場合

事例	提出書類	備考
死亡	3又は24	
離婚	2	内縁関係の配偶者の場合 …… 4
扶養者変更	2, 23	必要に応じて配偶者のない職員となった事由を証明する書類を提出すること。

扶養親族としての要件を欠くに至った場合

事例	提出書類	備考
死亡	3又は24	
収入増	11, 20	
就職	9	
離婚	2	内縁関係の配偶者の場合 …… 4
離縁	3	
扶養者変更	2, 23	その他、扶養親族としての要件を欠くに至った事由を証明する書類を提出すること。

提出書類一覧

番号	添付書類
1	戸籍謄本
2	戸籍謄本（特に除籍事項を省略したものでないもの）
3	戸籍抄本
4	住民票又は仲人等の証明書（事実の発生年月日を明記すること）
5	出産届受理証明書又は母子健康手帳の出生証明書の写し
6	所得額証明書（満15歳に達した日後の最初の3月31日が終了するまでの者については不要）
7	扶養している事実の申立書及びその事実を証明する資料（例えば書留送金の領収書等）
8	別居理由書及び別居先の家族状況（特に収入関係を明記のこと）を詳細に記した書類
9	会社等に就職したことを証明する就職証明書（特に就職年月日は明記すること）又は健康保険証の写し
10	会社等を退職したことを証明する退職証明書（特に退職年月日は明記すること）
11	商業、農業等の収入が増加したことを証明する書類又は商業、農業等を開始したことを証明する書類（特に発生年月日及び所得額（推定）を明記すること）
12	商業等の収入が減少したことを証明する書類又は商業等を廃止したことを証明する書類（例えば、農業を営んでいる場合で田畠の売却等により減収になる場合は、それを証明する農業委員会の証明書及び推定所得額証明書）
13	配偶者が勤務先で扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けていない証明書又は配偶者が商業等をしている場合は、配偶者の所得額証明書
14	兄弟姉妹がいるときは、職員が主として扶養する理由を詳細に記し、かつ、それを証明する書類（例えば、兄弟姉妹が会社などに勤務しておれば勤務先で扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けていない証明書等）
15	孫の父母又は孫の父母の一人が健在である場合は、その者が扶養できない理由を詳細に記した申立書及び所得額証明書並びに職員が主として扶養しなければならない理由書
16	父母又は父母の一人が健在である場合は、その者が扶養できない理由を詳細に記した申立書及び所得額証明書並びに職員が主として扶養しなければならない理由書
17	祖父母の子又は祖父母の一人が健在である場合は、その者が扶養できない理由を詳細に記した申立書及び所得額証明書並びに職員が主として扶養しなければならない理由書
18	父（母）が母（父）を扶養できない理由を詳細に記した申立書及び父母の所得額証明書
19	前扶養者が扶養しなくなった理由を詳細に記した申立書及びその事実を証明する書類（例えば、前扶養者が会社等で扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けなくなった証明書等）
20	年金、恩給又は扶助料等を受給しておれば、年金決定通知書や恩給証明書等の写し
21	終身労務に服することができない理由を詳細に記した医師の診断書
22	職員が主として扶養する理由を詳細に記した申立書及び被扶養者に親族等がある場合は、それらの者が扶養できない理由を詳細に記した申立書
23	扶養しなくなった理由を詳細に記した申立書
24	死亡診断書
25	雇用保険基本手当の受給の有無についての本人の申立書（受給しなくなった場合は、職業安定所の証明書）

※ 各種申立書については、申立者の署名により押印を省略することができる。